

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年12月1日  
照会部署名 東京事務センター 厚生年金 2グループ  
照会担当者 神津 千香子 (役職名) グループ長  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 白井

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-130	本部受付番号 No. 2010-1209
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

通勤手当にかかる隨時改定について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

業務処理要領【マニュアル】被保険者月額変更届 VI-1-1  
厚年法第23条、24条 健保法第43条、48条  
通知 昭和36年1月26日保発第4号7号  
昭和44年6月13日保発第25号

(内容)

疑義回答 2010-925 と同様に毎年6月と12月に6か月分の通勤手当を支給しており、転勤等で勤務場所が変更となった場合、その間を精算している事業所がある。

しかしながら、当該事業所は6か月分の通勤手当は前払いであり（毎年6月に7月分～12月分を支給）、精算についても精算規定は無く、気が付いた時点で精算を行っている。

今回の事例として

- ① 前年12月給与時に1月～6月分の通勤手当 70,310円（月割11,718円）を先払い。

② 6月に勤務場所の変更が行われた。

③ 6月給与時に7月～12月分の新通勤手当104,330円（月割17,388円）が支払われた。

④ 7月給与時に6月分が旧通勤手当で支払われているのが判明したので6月分旧定期券代金11,718円の返還（別途現金で）を受け、新金額で1か月分定期券代金19,320円を支給した。

⑤ 事業所より7月分（19,320円）と8月分（17,388円）を比べると固定給が下がり、8月9月10月の平均も2等級以上下がる為11月の隨時改定が提出されている。

	通勤手当	総支給額
5月	11,718円 (7月に返還)	290,187円
6月	17,388円 (104,330)	384,918円 (6か月分支給)
7月	17,388円+ 19,320円	291,737円 (5月分精算)
8月	17,388円	290,187円

上記の様な場合の起算月及び考え方について

① 起算月として正しいのはどれか。

- 精算規定は無いが、事業所の手続きミスとして本来支給されるべき5月とする。
- 6か月分の通勤手当が初めて支給された6月とする。
- 5月分の通勤手当が精算された7月分とする。
- 疑義回答2010—603の起算月ずらしの考え方から8月とする。

② 上記起算月で隨時改定を行う場合、7月支給の精算分の取扱いをどのようにすればよろしいか。

③ 5月分の精算が7月に出ておりが、事業所の考え方のように11月の随时改定を取る事が出来るか

(ブロック本部回答)

当ブロック本部において、起算月はあくまで支給月と考えているため、それを前提とすれば、①の疑義については、6ヶ月分通勤手当が支給された6月を起算月とした9月の随時改定とすることが妥当と考えられる。

その場合、②の疑義については、当ブロック本部より照会中である疑義照会(No.2010-489)の対応案と同様、通知(保険発第71号 昭和37年6月28日)の取扱に準じて保険者算定を行い、7月の清算はなかったものとして算定するという対応案が妥当と考える。③についても随時改定には該当しない。

しかしながら、上記疑義照会が回答されていないこと、諸規定においても明確にされていないことから、当ブロック本部において判断することはできないため、機構本部へ照会します。

回答日(又は本部への照会日) 平成22年12月10日

回答部署名 南関東ブロック本部適用徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター(役職名) 川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今泉

(本部回答)

6月給与時に7月～12月分の「新通勤手当」が支給されたことによる随時改定の起算月については、ブロック本部の見解のとおり6月を起算月として9月の随時改定とすることとなる。

次に6月起算で随時改定を行う場合、7月支給の清算分の取扱いについては、疑義照会2010-886の回答によると、「1月分の実績(一の給与計算期間)が完全に確保されている給与等が、単月に混在している場合に限っては、「本来その月の被保険者の身分変更に即した報酬」のみを比較すべき報酬の要素として算入する」とされていることから、7月の報酬については定期券の1/6のみを交通費とするのが妥当である。

従って、8月起算の随時改定は行われないこととなる。

回答日 平成23年1月7日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 柿崎 光政

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上